

県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計 及び1期実施設計委託の公募型建築プロポーザル説明書

1 趣 旨

福山市は、広島県の東部、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置する中核市で、主に重工業が栄える工業都市として発展してきました。福山市引野町にある県営引野住宅は、東福山駅や工業地帯である鋼管町から1.5km圏内にあるものの、高台に位置し、福山駅又は東福山駅と当該団地を繋ぐバスの便が少なく利便性が悪い上、高齢化が進んでいます。一方、高台に位置する故に、周辺は緑に囲まれ、自然豊かな環境にあります。

県営引野住宅は、昭和45年～46年に造成された大規模団地内に4～5階建ての中層の公営住宅として416戸整備しております。今後、AブロックとBブロックの敷地を利用して団地全体で300戸を建替整備することとし、平成31年度に基本計画を策定しており、令和13年度の事業完了を目指してAブロックから順次建替えを行うこととしております。

設計にあたっては、現入居者の再入居先ともなるため、高齢者向けの小規模な住戸の供給に加え、住戸内外のバリアフリー化や、ゆとりある住生活を営めるような居住水準の確保が必要と考えています。

加えて、本住宅が周辺の地域とは独立した高台に位置することもあり、周辺の緑豊かな自然環境と調和した景観を形成するとともに、広大な敷地を活かした団地内のコミュニティの活性化につながる方策を期待しています。

また、本建替事業は、設計から建設工事の完成までに約10年を要する長期に渡る事業となります。特にAブロックにおいては、現状6棟の入居者の移転を伴いながら、解体・撤去工事と並行し、順次建替えを実施することとなり、工事による騒音等や工事車両と入居者の動線が重なるなど入居者への影響が懸念されます。

さらに、現在のライフライン（給水管、下水管、ガス管及び電気配線等）を活用しながら新たなライフラインを設置する必要があり、こうした工事による現入居者の生活環境への影響を最小限とした住棟の配置や建替え順序を決定する必要があります。

このような役割と機能が求められる県営引野住宅の基本設計及び実施設計に当たって、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

(2) 業務内容等

- ア 業務内容** Aブロックに位置する県営引野住宅4号館～10号館（6棟）の建替整備に伴う基本設計、及び1期建設その他工事の実施設計
- イ 業務場所** 福山市引野町南一丁目32-4ほか
- ウ 履行期間** 契約締結の翌日～令和4年3月25日（金）

(3)参考業務規模

本業務の参考業務規模は、70百万円程度（税込み）を上限としています。

(4) 設計方針等

ア 特記仕様

別紙10「建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおりです。

イ 建設工事費

建設工事費は、次の区分のとおりを想定しており、設計金額をこの工事費内に納めてください。

（建築工事、各種設備工事及び外構工事等を含み、既存県営住宅4～9号館の解体工事は別途。物価上昇など社会情勢の変化は考慮していない。また、集会所は1期工事とする。）

(消費税相当額を含まない)

区分	1期	2期、3期	全體(Aブロック)
住棟、駐輪場、ゴミ置場、 集会所、その他付帯施設等 【新築】	概ね838百万円	概ね3,060百万円	概ね3,898百万円

なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に上記工事費内に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意してください。

ウ 評価テーマ

① テーマ1「みどり豊かでゆとりある住宅地における団地内コミュニティの活性化」について

本団地は利便性や高齢化が課題であるが、その一方で都市の中で周辺の地域とは独立した高台に位置し、周辺の緑豊かな自然に囲まれるとともに、広大な敷地を有するという特色を持っている。このことを活かし、公営住宅団地としての整備はもちろんのこと、施設のソフト（使い方等）や整備に要する時間（入居者の入れ替わり等）も踏まえたアイデアが重要と考えております。多様な世帯が共にいきいきと暮らせるような団地内コミュニティの活性化に繋がる整備手法や仕組について重点を置き提案すること。

② テーマ2「長期に渡る工事期間中における住民の居住環境及び安全性等への配慮」について

本団地の建替えは、設計から建設に約10年を要することとなる。特にAブロックにおいては、現状の6棟を入居者の移転を伴いながら順次解体・撤去することと並行して3棟程度の住棟に建替える必要がある。このため、完成後は元より、工事期間中においても入居者の生活環境への影響を最小限にするための配慮がなされた住棟配置や建替工事の実施順序等について提案すること。

③ テーマ3「実現性の高いコストの縮減策」について

厳しい財政状況の中で県営住宅を安定供給するためには、建設コストを健康で文化的な生活を営むに足りる最小限に抑えるとともに、維持管理費や保全費等のランニングコストも抑える必要がある。過去に実績がある等、実現性の高いコスト縮減策を提案すること。

エ 提案における留意事項

(ア) Bブロックの敷地面積（平場面積）は約14,326m²のうち6,500m²程度を県営住宅用地、

残りを未利用地として考えています。住宅用地と未利用地の範囲設定は自由としますが、未利用地は将来的に余剰地として売却することを前提とし、接道要件等、建築基準法等の法令を満たした設計としてください。

- (イ) 提案にあたり未利用地（余剰地）の活用イメージ等は記載せず、範囲設定のみとしてください。
- (ウ) 本業務委託の範囲は、Aブロックの基本設計と1期工事（45戸程度）の実施設計ですが、Aブロックと近接し、将来的に建替整備する範囲であるBブロックも含めた引野住宅全体のイメージを想定した提案を行ってください。
- なお、Bブロックには1期（85戸）を予定しており、引野住宅全体ではAブロック1～3期（215戸）と合わせて、計4期300戸と付帯施設（集会所、ごみ置場、駐輪場等）を整備することとしています。
- (エ) テーマ1に関する検討においては、提案内容をより有効なものとする手段として、学識経験者や公営住宅の指定管理者等の外部有識者の意見を積極的に取り入れる等が考えられます。
- (オ) 以上その他、別紙10「建築設計業務委託特記仕様書（案）」に従ってください。

3 審査方法

審査は2段階選抜方式とします。

審査段階	審査の方法	選 定
1次審査	参加表明書及び簡易提案書により審査を行います。	5者程度を選定
2次審査	技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。	特定者及び次点者各1者を特定

各審査段階の詳細は、「9 1次審査」及び「11 2次審査」をご覧ください。

4 日程

項目	日 程
公募型建築プロポーザル 公示	令和2年7月10日（金）
質問書提出期限	令和2年7月27日（月）
参加表明書等の提出期限	令和2年8月12日（水）
1次審査の結果発表	令和2年9月上旬
技術提案書の提出期限	令和2年9月18日（金）
2次審査（公開ヒアリング）	令和2年10月4日（日）（予定）
2次審査の結果発表	令和2年10月下旬

5 審査機関

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、広島県建築設計者選定委員会県営引野住宅（Aブロック）審査部会（委員は別紙1を参照）が行います。

6 担当課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県土木建築局営繕課（営繕企画グループ）

電話：082-513-2311 ファクシミリ：082-224-6411

電子メール：doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行うこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

7 参加表明書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

- ア 本プロポーザルには、単体事務所及び設計共同体が参加できるものとします。なお、参加表明書及び技術提案書の提出は、1 単体事務所につき 1 申請（設計共同体の場合は 1 設計共同体について 1 申請）とします。
- イ 単体事務所及び設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 単体事務所及び設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。
- エ 本建築設計者選定委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。
- (イ) 広島県の令和元・2 年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、平成 30 年 9 月 25 日付け広島県告示第 702 号の定めに従って当該入札参加資格の認定を申請している場合は、技術提案書の提出期限までに当該入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (ウ) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- (カ) 広島県内に本店を有していること。

イ 設計共同体の場合

- (ア) 構成員の数は 2 者であること。
- (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 構成員（代表構成員を含む。）は、ア（ア）から（カ）に掲げる条件を全て満たす者である

こと。

(3) 配置する技術者に要求される資格

ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）

1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。

イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者（総合を除く）を各1名配置すること。

なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計
積算	上記設計に係る積算

注)主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とします。

ウ 管理技術者は参加表明者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

(4) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、県の指名除外措置を受けていないこと。
なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

8 参加表明書の作成等

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和2年7月10日（金）～令和2年8月12日（水）

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に基づく県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時までとします。（郵送の場合には令和2年8月12日（水）17時必着とします。）

ウ 提出書類

（ア）参加表明書（様式1から様式5）を各1部（左綴じ）、様式6を16部（カラー使用可）及び電子データ（様式1から様式6：Word及びPDF、添付資料：PDF）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、提出してください。

なお、様式6には、1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの15部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

(イ) 広島県の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、令和元・2年度 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、担当課（営繕課）に提出してください。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。

記入要領等不明な点がある場合には、広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ（082-513-3821）にお問い合わせください。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件はないものとします。

県HP：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(ウ) 設計共同体の場合には、設計共同体結成届（様式7から様式9）を各1部（左綴じ）及び電子データ（様式7から様式9：Word及びPDF）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、併せて提出してください。

(2) 記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。

文章の文字サイズは8.0ポイント以上とし、判読できるものとしてください。

ア 参加表明書

(ア) 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島県の令和元・2年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務分野）の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る入札参加資格の認定を受けている場合は、登録番号を記載してください。

(イ) 様式2（提出者（設計事務所）の経歴等）

提出者（設計共同体の場合は構成員ごと）について、次のとおり記載してください。

設計共同体の場合は、構成員の名称も記載してください。

① 名称

提出者（設計共同体の場合は、設計共同体）の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績

提出者の平成22年7月以降の業務で公示日までに業務完了しているもの実績を、1件記載してください。

(ウ) 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成 22 年 7 月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績を、1 件記載してください。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を()書きしてください。

⑤ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙 5 に掲げる受賞歴（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。

なお、受賞歴は 3 件まで記載してください。

⑥ 繙続教育（C P D）

継続教育（C P D）に係る時間取得している場合は、前年度（4 月 1 日～翌 3 月 31 日）における認定時間を記載し、「建築 C P D 運営会議」が証明する写しを添付してください。

(工) 様式 4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5 (主任担当技術者の経歴等)

主任担当技術者別に、様式 3 と同様に記載してください。

「③ 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士、 技術士（業務に係るものに限る※1）
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士

機械	設備設計一級建築士
	一級建築士, 建築設備士, 技術士（業務に係るものに限る※2）
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士
積算	建築コスト管理士
	建築積算士

分担業務分野の総合について、複数の者を配置する場合は、様式4-1をそれぞれ提出してください。ただし、別紙2「1次審査の評価基準」の評価の対象者は、1名のみとなりますので、該当者1名について「①評価対象」を記入してください。

※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

※2 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

(才) 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。

(才) 様式6（簡易提案書（業務実施方針及び手法））

（書式A4用紙1枚片面、字の大きさ8.0ポイント、図化表現可能、カラー使用可能）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項を簡潔に記述してください。また、「2(4)ウ 評価テーマ」の3つのテーマに対応した計画の考え方について明確に記述してください。（図化表現可能、カラー可能）

なお、図化表現については、別紙6「表現の許容範囲の取扱い」を参照してください。

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点または無効とすることがあります。（別紙4を参照してください。）

イ 設計共同体結成届

(ア) 様式7（設計共同体結成届）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合（以下「設計共同体の場合」という。）に作成してください。

(イ) 様式8（設計共同体協定書）

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

(ウ) 様式9（設計共同体の取組体制）

担当分野ごとに、代表構成員・代表構成員を除く構成員・（協力事務所）の欄に所属及び管理技術者又は主任担当技術者の氏名を記入してください。

9 1次審査

建築設計者選定委員会において、提出された参加表明書等の評価を行い、2次審査に進む1次審査通過者を選定します。

(1) 評価基準等

ア 1次審査の評価基準等

別紙2「1次審査の評価基準」のとおりです。

イ 1次審査通過者の選定者数

5者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

令和2年9月上旬

1次審査通過者には直接通知し、2次審査の案内を併せて行います。

なお、選定結果（選定された提出者名）は別紙7の様式で、1次審査通過者を県ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、1次審査通過者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）に基づく県の休日を除く。以下、「休日」という。）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ イ的回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで（休日を除く）

10 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出

1次審査通過者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を担当課に提出してください。ただし、広島県の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない者については、技術提案書提出までに入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件がないものとし、失格とします。

ア 受付期間

令和2年9月14日（月）～令和2年9月18日（金）

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の休日を除く毎日9時から17時までとします。（郵送の場合には令和2年9月18日（金）17時必着とします。）

ウ 提出書類

技術提案書（様式10）は1部、技術提案書（様式11、様式12）は16部（左綴じ、カラー使用可）、技術提案書（様式11（A2拡大版）を1部（カラー使用可）、及び電子データ（様式10：

Word 及び PDF、様式 11 及び様式 12 : PDF) を CD-R に保存したもの 1 部を揃えて、提出してください。)

なお、技術提案書（様式 11（A2 拡大版））の裏面には提出者名を記載することとし、表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

また、技術提案書（様式 11、様式 12）の各 1 部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの 15 部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

（2）記載上の留意事項

各様式とも 1 枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によってください。

文章の文字サイズは 8.0 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

様式 11 及び様式 12 の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）

なお、様式 11 の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を、規定する範囲（300 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）1 箇所に限定して記載することを認めます。（別紙 6 を参照してください。）

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。（別紙 4 を参照してください。）

ア 様式 10（技術提案書）

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

イ 様式 11（評価テーマに対する提案）

カラー使用可とし、評価テーマについて、A3 用紙 1 枚片面（横使い）にまとめてください。

「2 (4) ウ 評価テーマ」の 3 つのテーマに対する技術提案を記述してください。

なお、概算工事費（税抜き）は、必ず、記載してください。

ウ 様式 12（過去の作品）

管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者が、それぞれ携わった設計業務のうち、平成 22 年 7 月以降で公示日までに竣工している建築物を各 1 件選び記載してください。

なお、同種業務がある場合はそちらを優先してください。（評価対象ではありませんが、審査する際の参考とします。）

建物概要（施設用途、延床面積及び構造階数等）、総工事費及び m² 当り単価、その他（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等）必要と考えるものについて、管理技術者、主任担当技術者（総合）（複数名配置する場合は評価対象とする者）の各 1 件、計 2 件を本様式 1 枚に記載し提出してください。提出の際には、本注意書きを消去してください。

11 2 次審査

1 次審査通過者について、建築設計者選定委員会でヒアリングを実施した上で、提出された技術提

案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1名、次点者1名を特定します。

(1) ヒアリングの実施

令和2年10月4日（日）（予定）

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行います。なお、ヒアリングは公開で行います。

ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、10万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。

ヒアリングの詳細は、1次審査通過者に別途連絡します。

なお、ヒアリング会場において、様式11（A2拡大版）を掲示し、公表する予定です。

(2) 2次審査の評価基準等

別紙3「2次審査の評価基準」のとおりです。

(3) 特定結果の公表

令和2年10月下旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）は別紙8の様式で、簡易提案書（様式6）及び技術提案書の一部（様式11）と合わせて県ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イ的回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで（休日を除く）

12 現地調査

現地調査可能日時は令和2年7月17日（金）13時30分～15時30分とします。

参加希望者は、7月15日（水）の17時までに、土木建築局営繕課へ、事務所名、担当者氏名、参加人数、連絡先（電話、ファクシミリ番号、電子メール）を記載のうえ、電子メール又はファクシミリにより申し込んでください（様式は自由です。）。参加人数は申し込み状況により、制限させていただくことがあります。

当日の受付場所及び現地調査可能時間については、7月16日（木）の12時までにお知らせします。

なお、参加表明者でなくとも現地調査に参加することは可能です。

また、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

現地調査可能日以外は、敷地外から見学することはできますが、周辺住民の皆様等への配慮をお願いします。

13 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

(2) 質問の受付期間

令和2年7月13日（月）から令和2年7月27日（月）まで

（郵送の場合は令和2年7月27日（月）17時必着とします。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、県ホームページ上に掲載します。

なお、最終回答は、令和2年7月31日（金）までに県ホームページ上に掲載します。

14 契約書作成の要否等

本業務の契約は、県と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙9-1から別紙9-3及び別紙10のとおりです。

15 その他の留意事項

(1) 本業務によって設計される工事については、県が直接工事監理をする予定としています。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。

(4) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。

(5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(6) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、10万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。

(7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。

(8) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。

(9) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。

ただし、選定に必要な範囲において複製を作成することができます。

(10) 県は、本プロポーザルについて、公表（ホームページ等）や技術提案書等の展示などを予定しています。

(11) 提出された技術提案書の一部（様式11）は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべて県ホームページ等に掲載することとしています。

(12) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請（設計共同体の場合は1設計企業

体について1申請)とします。

(13) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。

(14) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。

(15) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止します。

(16) 特定者は、県からの要請を受けた場合、県内の建築に関する学生(若干名)を事務所に受け入れ、業務に支障のない範囲内で、本業務に関する事務において勉学の場を提供するものとします。

(17) 本業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

(18) 本建築設計者選定委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。

(19) 技術提案書(様式11)の作成にあたっては、「2 業務の概要(4) 設計方針等」を参考してください。なお、各提案書における設計方針との整合性については、評価に際し考慮されますが、失格要件ではありません。ただし、設計金額は予定工事費内に納めてください。

(20) 提出者(提出を予定している者を含む。)又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、建築設計者選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(21) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。

(22) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して県は一切の責任を負わないものとします。

(23) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「9 1次審査(3)イ」、「11 2次審査(4)イ」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けませんので、ご了承願います。

(24) 本業務内の基本設計により作成した2期以降の実施設計については、県で定める発注方法により設計者を決定します。

別紙1

広島県建築設計者選定委員会県営引野住宅（Aブロック）審査部会委員一覧

委員区分	氏名	役職等
外部委員	河内 浩志 こうち ひろし	広島工業大学 環境学部 建築デザイン学科 教授
外部委員	岡辺 重雄 おかべ しげお	福山市立大学 都市経営学部 都市経営学科 教授
外部委員	角倉 英明 すみくら ひであき	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 准教授
外部委員	山田 孝延 やまだ たかのぶ	日本建築家協会中国支部 表彰委員長
外部委員	渡邊 桂司 わたなべ けいし	福山市建設局建築部長
内部委員	的場 弘明 まとば ひろあき	広島県土木建築局総括官（建築技術）
内部委員	河野 龍 こうの りゆう	広島県土木建築局住宅課長／施設主管課

1次審査の評価基準
【県営引野住宅（A ブロック）】

評価項目	評価の着目点	配点 (評価のウェート)					
		判断基準				小計	
	提出者の技術力 平成22年7月以降の業務の実績（過去10年間の実績のうち1件を評価対象とする。）	業務の実績について次の順で評価する。 県等から受注した設計の実績を1件、次の順で評価する。 ① 設計対象面積 2,600 m ² 以上 ② 設計対象面積 1,300 m ² 以上 2,600 m ² 未満 ③ 設計対象面積 1,300 m ² 未満 (県等とは、国、都道府県、市町村とする。)					11.0 11.0 (11.0%)
	技術者の資格 専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械 積算	4.0 2.0 2.0 2.0 2.0	12.0 (12.0%)	
参加表明書等	技術者の技術力① 平成22年7月以降の業務の実績（過去10年間の実績のうち1件を評価対象とする。）	業務の実績について次の順で評価する。 ① 同種業務（※1）の実績がある。 ② 類似業務（※2）の実績がある。 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	9.0 総合 構造 電気 機械 積算	6.0 2.0 2.0 2.0 2.0	30.0 (30.0%)	
	技術者の技術力② 継続教育（CPD）	CPD認定時間を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	2.0 総合 構造 電気 機械 積算	1.0 1.0 1.0 1.0 1.0		
	技術者の技術力③ 過去の受賞歴	主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	9.0 総合	9.0 8.0	17.0 (17.0%)	
	簡易提案書（様式6） 業務における総合的な提案内容	● 業務の理解度及び取組意欲 業務内容、業務背景、手続の理解度及び積極性 ● 業務の実施方針及び手法 業務の実施方針、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（評価テーマに対する内容を除く。）の的確性、独創性、実現性 ● 評価テーマに対する提案 次の3つのテーマに対する提案の的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等） (1)「みどり豊かでゆとりある住宅地における団地内コミュニティの活性化」について (2)「長期に渡る工事期間中における住民の居住環境及び安全性等への配慮」について (3)「実現性の高いコストの縮減策」について			30.0 30.0 (30%)		

※ 主任担当技術者（総合）を複数名配置する場合の評価については、評価対象とした1名のみ評価する。

2次審査の評価基準
【県営引野住宅（A ブロック）】

評価項目	評価の着目点	
技術提案書	評価テーマに対する 技術提案	<p>次の①～③の評価テーマに対する的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。</p> <p>①<u>テーマ1 「みどり豊かでゆとりある住宅地における団地内コミュニティの活性化」について</u> ②<u>テーマ2 「長期に渡る工事期間中における住民の居住環境及び安全性等への配慮」について</u> ③<u>テーマ3 「実現性の高いコストの縮減策」について</u></p>

上記に記載の評価項目に係る評価の着目点に基づき、総合的に評価する。

**評価要領
【県営引野住宅】**

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び主任担当技術者（総合）が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた主任担当技術者（総合を除く）が各1名でない場合
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障ない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、入札参加資格の認定の審査結果、資格認定がされなかった場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について（1次審査）

「1次審査の評価基準」により、設計者選定委員会において、5者程度を選定する。

- (2) 選定結果の公表について

提出者の選定結果については、別紙7のとおり選定された提出者名簿を公表する。

- (3) 技術提案書の特定について（2次審査）

「2次審査の評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、設計者選定審査委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。

- (4) 特定結果の公表について

特定結果については、別紙8のとおり特定された提出者名等を公表するとともに、審査委員長による講評、技術提案書の一部（様式11）及び簡易提案書（様式6）を県ホームページで公表する。

3 提案者の選定基準について【別紙2（1次審査の評価基準）】

評価点について

※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

- (1) 提出者の技術力

ア 平成22年7月以降の業務の実績

事務所が過去10年間（平成22年7月以降）に、県等から受注した設計業務の実績を1件、

次の順で評価する。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を評価点とする。

※ 県等とは、国、都道府県、市町村とする。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 2,600 m ² 以上	1.0
② 設計対象面積 1,300 m ² 以上 2,600 m ² 未満	0.6
③ 設計対象面積 1,300 m ² 未満	0.3

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士	
	建築設備士	0.8
	技術士（業務に係るものに限る）	
	一級電気工事施工管理技士	0.4
機械	二級電気工事施工管理技士	0.2
	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士	
	建築設備士	0.8
積算	技術士（業務に係るものに限る）	
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
	建築コスト管理士	1.0
	建築積算士	0.4

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、

上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

※ 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

※ 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

(3) 技術者の技術力

ア 平成 22 年 7 月以降の業務の実績

過去の実績のうち最大面積のものを 1 件とし、次のとおり評価する。

(ア) 同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。

同種業務とは、延べ面積 2,600 m²以上の共同住宅の新築、改築又は増築工事(改修、模様替工事を除く)を対象とした設計業務（複合用途の場合は、共同住宅の部分の面積をいう。）

類似業務とは、延べ面積 1,300 m²以上 2,600 m²未満の共同住宅の新築、改築又は増築工事

(改修、模様替工事を除く)を対象とした設計業務(複合用途の場合は、共同住宅の部分の面積をいう。)

(イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値(四捨五入により小数第2位までとする。)を「平成22年7月以降の業務の実績」の評価係数とする。

イ 繼続教育(CPD)

前年度(4月1日～翌3月31日)において、取得したCPD取得単位を評価する。(CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。)

CPD取得時間	評価係数
12時間以上	1.0
6時間以上12時間未満	0.6
6時間未満	0.2
取得していない	0

ウ 過去の受賞歴(管理技術者、主任担当技術者(総合))

管理技術者及び主任担当技術者(総合)について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認する。

評価基準	特に評価する賞の受賞歴 1回以上	特に評価する賞の受賞歴 0回
受賞歴3回以上	1.0	0.6
受賞歴2回	0.8	0.4
受賞歴1回	0.6	0.2

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、別紙5 表1のとおり。

※ それぞれの団体の各支部等が実施する賞も含む。

※ 建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。

※ 特に評価する賞は、別紙5 表2のとおり。

(4) 業務における総合的な提案内容

提出された業務実施方針及び手法(様式6)の内容を踏まえ、判断基準に基づいて審査委員の合議により評点をつける。ただし提案内容に漏れがある場合は失格とする。

4 技術提案書の特定基準について【別紙3(2次審査の評価基準)】

提出された技術提案書(様式11)の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行い、設計者の候補者(以下「候補者」という。)として、特定者1名、次点者1名を特定する。

5 表現方法について【別紙6（表現の許容範囲の取扱い）】

抵触事項がある場合等は、次のとおり表現の度合いに応じて簡易提案書及び技術提案書の評価を減ずる、若しくは無効とし選定、特定しない場合がある。

記載場所	許されない表現を記載した場合
様式6	抵触事項がある場合は、評価を減ずる。
様式11のうち次欄以外の範囲	表現方法が許容範囲を超える場合は、評価を減ずる。
様式11のうち、規定する範囲（300平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）	記載範囲が規定する範囲を超える場合は、評価を減ずる。

建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について

表1

主 催 者	賞 名 称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
公益社団法人日本建築家協会	JIA日本建築大賞
	JIA優秀建築賞
	JIA新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞
	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
一般社団法人日本建設業連合会	BCS賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

- ※ それぞれの団体の各支部等が実施する賞も含みます。
- ※ 建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。
- ※ 上記の内、特に評価する賞は、次のとおり。

表2

主 催 者	賞 名 称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
公益社団法人日本建築家協会	JIA日本建築大賞
	JIA新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞

- ※ 上記以外の賞については、FAX又は電子メールで、担当課へ問い合わせてください。

担当課 広島県土木建築局営繕課（営繕企画グループ）

電話：082-513-2311 FAX：082-224-6411

電子メール：doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

表現の許容範囲の取扱い

簡易提案書及び技術提案書への表現例は、次表のとおり。

記載場所	許される表現例	許されない表現例
様式 6	①のとおり	②のとおり (抵触事項がある場合は評価を減ずる)
様式 11 のうち次欄以外の範囲	①のとおり	②のとおり (表現方法が許容範囲を超える場合は評価を減ずる)
様式 11 のうち、規定する範囲(300 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意)	②のとおり	— 記載範囲が規定する範囲を超える場合は評価を減ずる

許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

<p>①</p>	<p>②</p>
<p>会議室 サポート諸室 執務室 打合せラウンジ</p> <p>会議室 サポート諸室 会議室 執務室 打合せラウンジ</p> <p>サポート諸室 執務室 会議室 会議室 打合せラウンジ</p> <p>会議室 サポート諸室 執務室 打合せラウンジ 会議室</p> <p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	<p>1階 エントランス・児童書 作業室・搬出入</p> <p>学習室等の座席予約が可能なタッチパネルを設置</p> <p>吹抜けに面した打合せコーナー 73m</p> <p>EPS, DSは共用部に配置し機能更新を容易にする</p> <p>窓際には打合せや作業が出来る多目的スペースを設置</p> <p>通路は十分な幅と回遊性を確保</p> <p>フレキシブルなレイアウトが可能</p> <p>コーナーに柱がない構造で、眺望を確保</p> <p>35m</p> <p>73m</p>

建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてもよい。

大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

①	②
	
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	
<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>	

(3) 配置イメージ図

①	②
<p>ユニークなアプローチ 地盤を一部すきとり ポケットパークを スロープ状にして 建物入口に接りつけます</p> <p>10mの壁面後退</p> <p>●●城をモチーフとした石垣</p> <p>10mの壁面後退</p> <p>●●駅</p> <p>●●市役所</p> <p>●●警察署</p> <p>▲▲通り</p> <p>◆◆通り</p> <p>●●小学校</p> <p>バス停 緑のオープンスペース</p> <p>出入口 出入口</p> <p>来庁者駐車場 車椅子駐車場</p> <p>公用車庫(11台)</p> <p>車椅子駐車場</p> <p>緑のオープンスペース</p> <p>ホケットパークの設置</p> <p>車寄せ</p> <p>来庁者駐車場</p>	<p>南北の駐車場からのアプローチに配慮して 出入口を2ヵ所設置</p> <p>国道</p> <p>市道</p> <p>植栽帯で視線制御</p> <p>駐輪場</p> <p>南駐車場</p> <p>北駐車場</p> <p>事務</p> <p>エントランスホール</p> <p>書庫</p> <p>WC管理</p> <p>記者会見室</p> <p>MR室</p> <p>議論室</p> <p>来庁者用車両動線</p> <p>市道</p>
<p>市営駐輪場</p> <p>商店街</p> <p>正門出入口</p> <p>ブックカフェ</p> <p>集会・研修</p> <p>開架・閲覧</p> <p>事務・管理</p> <p>駐車場から事務搬入</p> <p>駐車場 200台</p> <p>将来増築書庫</p> <p>車両出入口</p> <p>(注: ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	<p>市民開放ゾーン カフェ</p> <p>多目的ホール</p> <p>総合窓口</p> <p>北東エントランス</p> <p>地下駐車場へ</p> <p>大型バス3台停車</p> <p>セキュリティゲートロード</p> <p>来庁者用車両動線</p> <p>行政窓口ゾーン</p> <p>通路</p> <p>南北エントランス</p> <p>東西エントランス</p> <p>地下駐車場へ</p> <p>ミニヘンプト広場 レンタサイクルポート(360台)</p> <p>緑地下駐輪場</p> <p>シャトルルート</p> <p>緊急車両動線</p>

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。
屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

①	②
	
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	

業務名：県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

《技術提案書の提出者の選定》

受付番号	提出者名	提出者の技術力	技術者の資格	技術者の技術力			簡易提案書	合計	順位	適用				
		業務実績	専門分野の技術者資格	業務実績	継続教育(CDP)	受賞歴								
		配点	11.0											
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

別紙8

県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託の公募型建築プロポーザル（審査結果）

1 審査結果

提出者名	備考
	特定者
	次点者

2 提出者数

3 審査日（広島県建築設計者選定委員会県営引野住宅審査部会）

第1回	
第2回	
第3回	

印紙

建築設計業務等委託契約書(案)

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

3 履行期間
自 令和 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 業務委託料 ¥_____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥_____)

5 契約保証金

6 特約事項 別紙特約事項のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島県

代表者 広島県知事 湯崎英彦

印

受注者

住所

氏名

印

特 約 事 項

(測量・建設コンサルタント等業務用)

1 低価格入札者と契約する場合の措置

測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第1項各号の適用

有 · 無

2 再委託等の制限

- (1) 受注者は、この業務に関して次のいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としてはならない。
- ア 建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者（指名除外要綱別表第18号（営業不振）によるもので、知事が認める者は除く。）
- イ 県発注工事における下請負の制限基準により再受託を制限された者で、その再受託の制限の期間が経過しない者
- ウ 県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限された者で、その契約制限の期間が経過しない者
- (2) 受注者は、(1)ウに該当する者を、他の契約（再委託以外の契約をいう。以下同じ。）の相手方としてはならない。
- (3) 受注者は、この業務に関する再受託者が、(1)アからウに該当する者を再委託契約の相手方とすること、又は(1)ウに該当する者を、他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

3 立入調査の実施

発注者は、受注者が業務の実施に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。

4 暴力団等からの不当要求等の排除について

- (1) 委託契約を締結した営業所等に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに、同条第2項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに提出すること。（既に講習を受講している場合は、直近の受講修了書の写しを速やかに提出すること。）
- (2) 暴力団等から不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
- (5) 発注者と工程に関する協議を行った結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、約款第25条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うこと。

- (6) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (7) 当該被害により、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、約款第25条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うこと。この請求には被害届受理証明書を添付すること。

建築設計業務等委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第14条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第58条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 12 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日（発注者が認める場合は、その日数）以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があつた日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結とともに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確實と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。
- 6 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第4項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

- 第7条 受注者は、成果物（第40条第1項の規定により準用される第34条に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第2項の規定により準用される第34条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第10条まで及び13条において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第

2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下本条から第10条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第8条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権等を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第9条 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権等の侵害防止)

第10条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

- 第12条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(調査職員)

- 第13条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この約款の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、

原則として、書面により行わなければならない。

- 5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第14条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかるわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第15条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地への立入り)

第16条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第17条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第18条 受注者は、設計図書に定めるところにより、

この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第19条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第20条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第21条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14

日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるとときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第24条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第23条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下本条及び第32条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるとときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第24条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更され

た場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第25条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第26条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第27条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第25条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第28条 業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聽かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適當でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第30条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他の業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項若しくは第3項又は第32条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第31条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断続等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第32条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第51条において「業務の出来形部分」という。），仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1

を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第33条 発注者は、第12条、第20条から第24条まで、第26条、第29条、第30条、第32条、第36条又は第42条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第34条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならぬ。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなし前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第35条 受注者は、前条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数か

ら差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第36条 発注者は、第34条第3項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第37条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年14.5パーセント（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準

割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第38条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第40条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第34条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第35条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第34条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第35条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第35条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第35条第1項の規定による請求を受けた日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

- 指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(第三者による代理受領)

第41条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることはできる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第35条第2項（第40条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第42条 受注者は、発注者が第37条又は第40条第1項若しくは第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第43条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定

による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

第44条 削除

(発注者の催告による解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
(2) 正當な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
(4) 管理技術者を配置しなかったとき。
(5) 正當な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第46条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者（設計共同体にあっては、その構成員を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
(4) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
(5) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
(6) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(7) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(8) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を

- した目的を達することができないとき。
- (9) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第45条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 第49条又は第49条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- (8) 暴力団又は暴力団関係者が経営に実質的に関与し

ていると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（発注者の任意解除権）

第48条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第45条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（受注者の催告による解除権）

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第49条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第22条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条の3 第49条又は前各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第50条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第40条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第40条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下本条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第51条 この契約が業務の完了前に解除された場合に

において、第37条の規定による前払金があったときは、受注者は、第45条から第47条まで又は第53条第1項第3号の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第40条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の利息を付した額を、第48条から第49条の2までの規定による解余にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第37条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第45条から第47条まで又は第53条第1項第3号の規定による解余にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の利息を付した額を、第48条から第49条の2までの規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第40条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならぬ。

5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第45条から第47条まで又は第53条第1項第3号によるときは受注者が負担し、第48条から第49条の2までによるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るもの）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条から第47条まで又は第53条第1項第3号によるときは発注者が定め、第48条から第49条の2までの規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(損害金の予定)

第52条 発注者は、第46条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第34条第3項から第5項までの規定により成果物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第45条から第47条までの規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第45条又は第46条第1項第4号から第11号までの規定により、成果物の引渡し前に、契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合
- 3 成果物の引渡し前に、第46条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項又は第47条の規定により契約を解除したときは、第1項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合において、発注者は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額を請求するものとする。
- 7 第2項又は第3項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて第2項又は第3項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、こ

の限りでない。

- (1) 第48条から第49条の2までの規定により契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第35条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第55条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第34条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年、第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、

この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者若しくは監督職員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示、又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(保険)

第56条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるもの直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第57条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(紛争の解決)

第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものと除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第17条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(現場調査を含まない業務の特例)

第60条 現場調査を含まない業務については、第23

条第1項、第29条、第31条第3項、第32条及び第51条第4項から第6項までの規定は、適用しない。

建築設計業務委託特記仕様書(案)

第1 業務概要

1 業務名称 : 県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

2 計画施設概要

(1) 施設名称 : 県営引野住宅

(2) 敷地の場所 : 福山市引野町南1丁目32-4 ほか

(3) 施設用途 : 公営住宅

平成31年国土交通省告示第九十八号別添二 第六号 第1類とする。

(4) 計画範囲 :

ア 概要

県営引野住宅Aブロック（別紙-1 県営引野住宅（Aブロック）位置図・配置図参照）の住棟（4, 5, 6, 7, 8, 9号館）及び付属施設（集会所、外部物置、高架水槽、児童遊園、駐車場、駐輪場等）を解体し、住棟、集会所、駐車場、駐輪場、ごみ置き場等を整備する。

住棟は全215戸とする。入居者の移転が必要となるため、3期に分割して工事発注が可能なものとし、1期工事は45戸程度、2期工事、3期工事はそれぞれ85戸程度を計画することとする。

本業務は、Aブロックの建替事業に係る基本設計及び最初に着手する1期の実施設計を行うこと。住棟の数と配置、整備順序等は、移転計画等と併せ、住民の居住環境及び安全性に十分配慮した形で設計すること（別紙-2 県営引野住宅移転計画参照）。

駐車場、駐輪場、ごみ置き場等の付属施設は、各期で必要となる数を整備する。集会所については、Aブロックへの整備を基本とするが、Bブロックに整備することを妨げない。なお、既設集会所については、事業期間を通じて集会所機能を維持するため、新集会所の整備後に解体するものとする。また、児童遊園については、Bブロックに整備するものとするが、Aブロックに整備することを妨げない。

イ 施設の条件

対象建物	設計内容	構造・規模	備考
4号館	解体設計	RC造 5階建て 1991.2m ² 40戸	物置、駐輪場等の付属棟の解体、高架水槽、駐車場、児童遊園等の解体及び設備の盛替を含む。
5号館	解体設計	RC造 5階建て 1739.2m ² 40戸	
6号館	解体設計	RC造 5階建て 1493.4m ² 30戸	
7号館	解体設計	RC造 5階建て 1739.2m ² 40戸	
8号館	解体設計	RC造 5階建て 1493.4m ² 30戸	
9号館	解体設計	RC造 5階建て 1493.4m ² 29戸	
集会所	解体設計	RC造 平屋建て 102.41m ²	

住棟	新築設計	全体：215戸 延床面積 12,660m ² 程度 (EVホール、倉庫を含む) 1期：45戸 延床面積 2,600m ² 程度 (EVホール、倉庫を含む)	駐車場は屋外平面駐車場とし、最低必要な台数は215台とする。(身障者用3台を含む) 設備の盛替、外構工事等を含む。
集会所 (1棟)	新築設計	延床面積100m ² 程度(住棟内併設可) 別棟とする場合は木造とする。	
駐輪場	新築設計	平屋形式とし、最低必要台数は430台とする。(ラック等の使用は不可)	

ウ 型別供給計画(新築設計)

型別	設定住戸面積	所要室	戸数	1期	2期	3期
1DK	37m ² 程度 (1人用)	玄関、DK、洋室、 浴室(UB1216型)、 洗面所、便所、押入	4(±2)	-	-	5%
2DK	47m ² 程度 (1, 2人用)	玄関、DK、洋室、和室、 浴室(UB1216型)、 洗面所、便所、押入	120(±6)	65%	60%	50%
2DK (身障者)	60m ² 程度 (1, 2人用)	玄関、DK、洋室(2室) 浴室(UB1616型)、 洗面所、便所、押入	3	1	1	1
2LDK	55m ² 程度 (2, 3人用)	玄関、LDK、洋室、 和室 浴室(UB1416型)、 洗面所、便所、押入	56(±4)	25%	30%	25%
3DK	60m ² 程度 (3, 4人用)	玄関、DK、洋室(2室)、和室、 浴室(UB1416型)、 洗面所、便所、押入	24(±2)	10%	10%	10%
4DK	70m ² 程度 (4人以上用)	玄関、DK、洋室(3室)、和室、 浴室(UB1416型)、 洗面所、便所、押入	8	-	-	10%
合計			215戸	45戸程度	85戸程度	85戸程度

※戸数欄の数値はAブロック全体の供給戸数を示す。またカッコ内の数字は供給戸数の幅を示す。ただし、合計戸数(215戸)は変更できない。

※割合については、基本設計及び実施設計時に協議を行い変更することができる。

※各室に対して、バルコニー、トランクルーム、メーターボックスを設けること。

※住棟毎に機械室、書類倉庫（各1室程度）及び、EV（トランク付）1台以上を計画すること。また、1棟を複数の工期にわたり施工する設計とした場合、EV（トランク付）は複数計画するとともに、最初の工期完了時には、1台の運行に支障のない計画とすること。

エ 外構計画

- 駐車場：平面駐車場とし、最低必要台数は215台とする。（身障者用3台を含む。）
- 駐輪場：最低必要台数は430台とし、ラック等の使用は不可とする。
- ゴミ置き場、植栽：適宜

3 設計与条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積：約 15,546m²
- イ 地形：郊外団地の一角にあり、敷地の一部が公道に接している。
- ウ 用途地域及び地区の指定：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
宅地造成規制区域

エ その他

- (ア) 住棟や付属施設の配置計画は対象敷地内に限ることとする。
- (イ) 建替工事に当たっては、各工事での工事用通路及び工事範囲の入居者の活動線を確保すると共に給排水設備等が入居者の生活に支障がないようルートを適切に確保し、入居者の生活環境への影響が最小限となるものとする。
- (ウ) 各棟の住棟規模、住棟配置、住戸配置の検討にあたっては、円滑な移転及び設備の盛替えの実施が可能なものとする。また、入居者の移転にあたっては、各工期で発生する仮移転者が、当該工期終了後に必ず新住棟に戻れるような移転計画とすること。
- (エ) 対象敷地は、建築基準法第86条1項の1団地の総合的設計制度が適用されているので、適切な時期に変更等の申請を行うこと。また、実施設計は今回1期工事、次期に2、3期工事を行うこととしているため、その都度変更等が可能な計画とすること。
- (オ) 敷地境界等の工作物は既存利用を原則とし、宅地造成等規制法による宅地造成を伴わない範囲で計画すること。
- (カ) 団地内給水について、A・BブロックからCブロックへ引き込んでいる。Cブロックの給水管の老朽化が著しいことから、改修の設計を行うこと。
- (キ) 児童遊園や植栽の計画にあたっては、当該住宅の自治会で維持管理（剪定、草刈り及び清掃等）するため、高齢者でも管理が容易なものとなるよう配慮すること。
- (ク) 次期事業としてBブロック85戸の整備及びCブロックの解体があり、引野住宅全体として300戸の整備を想定している。

(2) 施設の条件

- ア 施設の規模等：第1. 2. (4) ウのとおり

イ 主要構造：指定なし。

ウ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(ア) 構造体 III類

(イ) 建築非構造部材 B類

(ウ) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

ア 工事費(予定)：(建築、電気設備、機械設備、昇降設備、外構等一式)

	1期事業	2・3期事業
住棟、駐輪場、ゴミ置場、集会所等【新築】	概ね838百万円	概ね3,060百万円

(予定工事費は解体工事費、消費税相当額を含まない)

※集会所は1期事業において新築することを想定している。

イ 建設工期(予定)：1期解体5.0ヶ月、1期新築 16.0ヶ月

3期工事は、令和10年6月までの完了を見込んでいる。

(4) 設計方針(留意事項、基本コンセプト等 その他計画書によるもの)

ア 基本コンセプト

(ア) みどり豊かでゆとりある住宅地における団地内コミュニティの活性化

本団地は利便性や高齢化が課題であるが、その一方で都市の中で周辺の地域とは独立した高台に位置し、周辺の緑豊かな自然に囲まれるとともに、広大な敷地を有するという特色を持っている。このことを活かし、公営住宅団地として整備はもちろんのこと、施設のソフト(使い方等)や整備に要する時間(入居者の入れ替わり等)も踏まえたアイデアが重要と考えており、多様な世帯が共にいきいきと暮らせるような団地内コミュニティの活性化に繋がる整備手法や仕組みについて重点を置き計画すること。

(イ) 長期に渡る工事期間中における住民の居住環境及び安全性等への配慮

本団地の建替えは、設計から建設に約10年を要することとなる。特にAブロックにおいては、現状の6棟を入居者の移転を伴いながら順次解体・撤去することと並行して3棟程度の住棟に建替える必要がある。このため、完成後は元より、工事期間中においても入居者の生活環境への影響を最小限にするための配慮がなされた住棟配置や建替工事の実施順序等について計画すること。

(ウ) 実現性の高いコストの縮減策

厳しい財政状況の中で県営住宅を安定供給するためには、建設コストを健康で文化的な生活を営むに足りる最小限に抑えるとともに、維持管理費や保全費等のランニングコストも抑える必要がある。過去に実績がある等、実現性が高いコスト縮減策を計画すること。

イ 留意事項

- (ア)配置計画において、犯罪や不良行為の場となる可能性があるブラインド箇所が発生しないよう考慮すること。また、事故、火災(放火も含む)、害虫発生等の恐れがないよう考慮すること。
- (イ)ごみ置場、身障者用駐車場、集会所等への高齢者・身体障害者の歩行ルートを適切に確保するとともに、将来Bロックへ設置される施設への歩行ルートも適切に確保すること。
- (ウ)駐車場・駐輪場は、屋外の平面駐車・駐輪場として整備すること(ピロティ・ラック等は不可)。
- (エ)照明計画などにおいては、積極的なLEDの活用を検討すること。
- (オ)広島県産材を利用し、住戸内の木質化を促進すること。
- (カ)ファミリー世帯向け住戸については、子育てに配慮した住戸計画とすること。
- (キ)他は、「第2 業務仕様4. 業務の実施(20)その他」による。
- (ク)設計金額は、第1. 3. (3). アに示す予定工事費内(1期事業)に納めること。なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予算内に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。

(5) 履行期間

契約日の翌日～令和4年3月25日（金）（このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。）

ア 基本設計

- (ア)部分引渡しの対象とし、履行期間は令和3年3月26日までとする（このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。）。
- (イ)整備方針、配置計画、型別供給計画、設備計画、構造計画、移転計画、事業スケジュール、概算工事費の案の提出は令和3年2月5日までとする。

イ 実施設計

- (ア)設計図書、工事内訳書、数量計算書、内訳書単価根拠書類、使用機器・材料カタログ資料は、令和3年11月19日に提出し、内容の審査を受けること。
- (イ)計画通知の申請書は令和3年12月24日前に提出すること。
- (ウ)計画通知等各種法令手続き以外の業務は、令和3年12月24日までに完了すること。
- (エ)解体工事の設計図書、工事内訳書、数量計算書、内訳書単価根拠資料は、令和4年1月28日までに完了し決裁を受けること。

第2 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）（以下「共通仕様書」という。）」による。

1 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「*」印を適用する。「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

2 特記仕様書における読み替え

- (1) 共通仕様書中、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書3.2設計方針の策定等の1.の()内は、「告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

3 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- 建築（総合） 基本設計に関する標準業務
- 建築（構造） 基本設計に関する標準業務
- 電気設備（設備） 基本設計に関する標準業務
- 機械設備（設備） 基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築（総合） 実施設計に関する標準業務
- 建築（構造） 実施設計に関する標準業務
- 電気設備（設備）（昇降機を含む） 実施設計に関する標準業務
- 機械設備（設備） 実施設計に関する標準業務

イ 設計意図伝達

- ・ 建築（総合） 実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 建築（構造） 実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 電気設備（設備）（昇降機を含む） 実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 機械設備（設備） 実施設計に関する設計意図伝達

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

本業務の積算は、次の算定方法による。又、各算定方法毎の本業務に関する一般業務の対象業務率は次のとおりである。床面積に基づく算定方法については、対象業務率は基本設計、実施設計、設計意図伝達を全て委託した割合を100%とした本業務の割合である。

- 床面積に基づく算定方法

総合 [72.0] % 構造 [73.5] % 設備 [72.3] %

- 図面目録に基づく算定方法

総合 [56.5] % 構造 [] % 設備 [70.0] %

・ その他 ()

総合 [] % 構造 [] % 設備 [] %

※ 図面目録は別添資料の「委託範囲及び設計図作成要領」を参照すること。

(2) 追加業務の内容及び範囲

* 積算業務 (積算数量算出書の作成, 単価作成資料の作成, 見積りの収集, 見積検討資料の作成)

○ 建築積算業務

○ 既存建物解体工事費積算業務

○ 電気設備積算業務

○ 機械設備積算業務

○ 透視図(着色)作成等:種類(外観図, 内観図), 判の大きさ(A3)、枚数(各1部), 額の有無(有), 材質(アルミ製)

○ 鳥観図(着色)作成等:種類(外観図), 判の大きさ(A3)、枚数(1部), 額の有無(有), 材質(アルミ製)

・ 模型製作:縮尺(1/)、主要材料(スチールボード又はこれに準ずるもの)、ケース有無(無し)、材質()

○ 計画通知 又は建築確認申請(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関との打合せ, 申請図書及び書類の作成, 指摘事項への対応(質疑応答, 書類の修正等)等は一般業務に含まれる。)

○ 仮使用承認申請書, 一団地の総合設計等の変更申請書作成(必要に応じて)

○ 各種法令・条例(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)に係る法令・条例を除く。)に関する事前協議, 申請図書及び資料の作成, 手續及びこれに付随する詳細協議

○ 市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板及び設置報告書の届出)

・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

○ リサイクル計画書の作成

○ 概略工事工程表の作成

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

○ 電波障害調査

○ 敷地の現況測量, 現況地盤高の測量

○ 石綿含有調査結果資料の作成に係る業務

○ 解体等工事の事前調査結果報告書の作成

○ その他当該設計業務に必要な業務

※各種申請において, 申請手数料を要する場合, 費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

○ R I B C の使用料

(一財) 建築コスト管理研究所の營繕積算システム（R I B C 2）の内訳書作成システムの使用料

○ P U B D I S の登録料

(一社) 公共建築協会の公共建築設計者情報システムの業務カルテ情報の登録料

○ 広島県工事中情報共有システムの利用料

○ 計画通知申請手数料

○ 構造計算適合性判定申請手数料

○ 設計住宅性能評価申請手数料

- ・ 省エネ適合性判定に係る手数料

○ 石綿含有材の分析調査に係る費用

○ 公告対象区域内の認定建築物以外の建築物の認定申請

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

イ 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当っては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア 共 通

○ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）

○ 官庁施設の環境保全性基準（最新版）

○ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）

○ 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）

○ 建築設計業務等電子納品要領

○ 公共建築工事積算基準（最新版）

○ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）

○ 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）

○ 建築物解体工事共通仕様書（最新版）

- ・ 耐震診断基準・同解説、改修設計指針・同解説

（国土交通省住宅建築指導課監修 最新版）

- ・ 屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）

- ④ 広島県公共建築物等木材利用促進方針
- ⑤ 公営住宅等の整備に関する技術的基準
- ⑥ 県営住宅標準化資料（建築計画編、建具計画編、設備計画編）

イ 建 築

- ⑦ 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ⑧ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ⑨ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ⑩ 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- ⑪ 建築設計基準（最新版）
- ⑫ 建築構造設計基準（最新版）
- ⑬ 建築工事標準詳細図（最新版）
- ⑭ 木造計画設計基準・同解説（最新版）

ウ 建築積算

- ⑮ 公共建築数量積算基準（最新版）
- ⑯ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ⑰ 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- ⑱ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

エ 設 備

- ⑲ 建築設備計画基準（最新版）
- ⑳ 建築設備設計基準（最新版）
- ㉑ 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ㉒ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ㉓ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ㉔ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ㉕ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ㉖ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ㉗ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ㉘ 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- ㉙ 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）

オ 設備積算

- ㉚ 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ㉛ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- ㉜ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

（3）業務計画書（業務組織計画表）

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」

に添付し、提出すること。（共通仕様書第3章 3. 5の規定は適用しない。）

- ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- イ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- ウ 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- エ 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的な内容
- オ 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- カ 緊急連絡先
- キ その他

(4) 管理技術者の資格要件

ア 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

* 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）の規定により、当該施設の設計をするに当たり免許が必要な場合は、それを有するもの。

- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士
 - ・ （公社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
 - ・

イ 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。

①建築

・

②電気設備

・

③機械設備

・

○ 当業務の受注者は、計画通知申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

(5) 貸与資料等

ア 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書一式

- 各種工事特記仕様書
- 公図等
- 敷地測量図
- ・
- イ 既存資料
 - 既存地質調査資料（柱状図）
 - ・ 基本計画図（基本計画書）
 - （財）建築コスト管理研究所の内訳書作成システム用CD（名称ファイル、金抜き複合単価ファイル）
 - 類似設計例の参考設計図書

(6) コスト縮減等の検討

本業務の中で營繕技術コスト構造改善検討会を実施する必要が生じた場合は、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- ア コスト縮減対策（建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等）として有効なものとして採択した事項（コスト縮減提案）
- イ 品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷低減等）
- ウ 仮設計画、平面計画、動線計画等、工事概要が分かる資料。

(7) 電子納品対象業務

* 本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは「建築設計業務等電子納品要領」に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(8) 情報共有システム対象業務

* 本業務は受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象とする。

ア 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。なお、ガイドラインにある工事に関する規程等は業務委託に関する規程等に読み替える。

イ 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

　広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

ウ 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

エ 受注者は、調査職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(9) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(10) 業務実績情報の登録について

- ・ 不要とする。

* 要する。（受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。）

(11) 地元関係者等への説明、交渉等

- ・ 本業務の実施に伴い、（ ）等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。
- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(12) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- ア 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- イ 設計施設と周辺の環境との調和
- ウ 使用上の利便
- エ 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- オ 工事の安全性及び公衆災害の防止
- カ 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること）
- キ 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること）

(13) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。また、工事内訳書は、（一財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム（RIBC2）の内訳書作成システムによる電子データファイルを紙データと併せて提出すること。

(14) 建築設計と設備設計等(別途契約)との相互調整について

- 業務の実施に当っては、建築設計及び設備設計等の受注者は相互に設計内容の調整及び確認を行い、相互の業務に必要な図面又は資料（C A Dデータ等の電子データを含む）は必要な時期に、別契約の受注者に提供すること。

(15) 協力業者(下請け業者)との契約について

協力業者（下請け業者）との契約に当っては、平成31年1月21日付け国土交通省告示第九十八号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(16) 石綿の使用状況の調査

* 解体又は改修工事等の設計に際しては、石綿含有建材の使用状況（アスベスト含有の有無等）の調査し解体等工事の事前調査結果報告書を提出すること。なお、調査方法等は、建築物解体工事共通仕様書・同解説（最新版）の6. 1. 3施工調査及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）・建築改修工事監理指針（最新版）の9. 1. 1（d）施工調査により実施すること。分析調査の方法については、JIS A 1481-1により実施すること。また、試料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。分析調査費には調査職員が立会する際の、保護具の費用（処分費を含む）について、含んでいる。

【試料採取による分析必要箇所数】

- | | | |
|-------------|-----|--------|
| ア 石綿含有吹付け材 | … (|) 試料 |
| イ 石綿含有保温材等 | … (|) 試料 |
| ウ 石綿含有成形板 | … (|) 試料 |
| エ 石綿含有仕上塗材等 | … (| 8) 試料 |
| オ | | |
| ・ 行わない | | |

(17) 特別管理産業廃棄物等の調査

○ 解体又は改修工事等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（P C Bを含む機器類、P C B含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふつ化硫黄ガス等（廃石綿は除く））の有害物質の有無について調査を行うこと。また、資料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。

【試料採取による分析必要箇所数】

- | | | |
|-----------------|---|------|
| ア P C B含有シーリング材 | (|) 試料 |
| イ | | |
| ・ 行わない | | |

(18) 低入札価格調査対象業務に係る業務完了後調査

- * 低入札価格調査の対象となった業務については、「測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に基づき、業務完了後調査を実施する。対象業務の受注者は、業務完了検査合格後2ヶ月以内に必要書類を提出し、ヒアリング調査実施時に備えて必要な資料等を提示できるように準備しておくこと。

(19) 労働環境改善(wi-クリースタンス)について

- * 本業務は労働環境改善(wi-クリースタンス)を目的とした業務であり、次により実施する。
 - ア 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「wi-クリースタンス推進チェックシート(初回打合せ時)」(以下「別紙-1」という。)を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時(実施内容を設定した日)から工期末までとする。
 - イ 受注者は、取組内容を、別紙-1にて整理し、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注間で共有する。
 - ウ 中間打合せ等を利用し、受発注間で取組のフォローアップ等を行う。
 - エ 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、別紙-2「wi-クリースタンス推進チェックシート(実施結果)」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。
 - オ 様式については「広島県の調達情報」のお知らせに掲載している。

URL:<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

(20) その他

- ①「広島県公共建築物等木材利用促進方針～県産材利用に向けて～(平成22年12月13日確定)」に基づき、建築物内装等の木質化の積極的な提案を行うこと。
- ②「広島県福祉のまちづくり条例(平成7年3月15日制定)」に基づき、建物及び敷地内のバリアフリー化を図ること。
- ③「広島県県営住宅設置、整備及び管理条例(平成24年10月1日施行)」に規定する公営住宅の整備基準及び「公営住宅等の整備に関する技術的基準」(土木建築局住宅課、營繕課)に基づき、住宅性能評価等級を勘案の上、設計住宅性能評価を取得すること。
- ④設計に先立ち、現況測量(テープ測量・光波測量)、現況地盤高の測量(道路・宅地・隣地など)、現況道路幅員の測量を行うこと。
- ⑤本事業に係る建築基準法、消防法その他関係法令等に基づく必要な各種申請は、移転時期や事業の発注時期を逸すことなく、適切に行うこと。
- ⑥工事発注に際し、設計者として総合評価の審査項目となり得る事項を検討し提出すること。
- ⑦仮設計画等においては、通学路等を調査のうえ、工事用車輛の往来、出入口、仮設置場等

について適切に安全性を考慮した計画とすること。

- ④解体工事に伴う、周辺家屋の工損調査の検討を行うこと。必要であれば、解体工事に組み込むこと。
- ⑤既存の電気、給排水管、雨水排水溝の経路を現地調査したうえで、盛替の必要範囲を特定し、図面に反映させること。
- ⑥駐車場の進入口を新たに計画する場合においては、交差点からの距離、縁石の切りさげの箇所数、寸法等道路管理者と協議すること。
- ⑦日影図の作成においては、既存建築物の位置及び高さを事前に調査したうえで、図面に反映させること。
- ⑧実施設計については、次に示す工事発注区分ごとに図面及び内訳書を作成すること。
区分:解体撤去工事、建築工事、疊工事、電気設備工事、昇降機設備工事、機械設備工事
- ⑨トランクルームの大きさについては、幅1,500mm、奥行800mm程度とすること。
- ⑩基本設計には、型別供給計画及び移転計画の作成を含み、それらの作成に関しては、調査職員と協議して進めること。

5 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物	規格及び部数	備考
● 建築（総合）基本設計図書	3 部	A3製本
● 建築（構造）基本設計図書	3 部	A3製本
● 電気設備基本設計図書	3 部	A3製本
● 機械設備基本設計図書	3 部	A3製本
・ 透視図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
● 鳥観図	1 カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
・ 模型	一式	
● リサイクル計画書	1 部	
● 電子成果品	2 部	電子メディアにて提出
● コスト構造改善検討資料（中間報告）	1 部	
● 各種技術資料	1 部	
● 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	
・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）目標値報告書	1 部	
・		
・		
・		

（注）：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。

：電子成果品の提出は、「建築設計業務等電子納品要領（以下「要領」）」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(2) 実施設計

成 果 物	規格及び部数	備考
○ 建築（総合）設計図	1 部	原図
○ 建築（構造）設計図	1 部	原図
○ 電気設備設計図	1 部	原図
○ 機械設備設計図	1 部	原図
○ 構造計算書	1 部 (A4版製本)	ALC外壁パネル工事、屋根工事等については、建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
○ 電気設備設計計算書	1 部	
○ 機械設備設計計算書	1 部	
○ 昇降機設備設計計算書	1 部	
○ 電子成果品（エラーチェック含む）	2 部	電子メディアにて提出
○ 積算数量算出書（数量調書含む）	1 部	
○ 工事内訳書	1 部	金額入り 電子データ共
○ 内訳書単価根拠資料（単価比較表、見積書、使用機器・材料カタログ等）	1 部	
○ 数量算出及び積算数量調書チェックリスト	1 部	国土交通省HPの公共建築工事積算基準等関連資料に掲載の様式で提出すること。 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm)
○ 数量チェックシート	1部	国土交通省HPの公共建築工事積算基準等関連資料に掲載の様式で提出すること。 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm) 建築工事のみに適用
○ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等）	必要部数	手続きを含み、計画通知書については、第1面～第5面と確認済証をPDFデータで提出すること。
○ 省エネルギー関係計算書	1 部	
・ 建築物環境性能評価システム(CASBEE)による計算書	1 部	
○ リサイクル計画書	1 部	
○ 概略工事工程表	1 部	
○ 現地調査報告書	1 部	作成した配置図・平面図・立面図と、現況写真を添付。配置図、平面図、立面図のいずれかに現況写真の撮影位置を図示、棟ごとに分けて提出。既存雑金物の仕様等積算にかかる数量、仕様が判別できるものとする。A4版ハイドロファイルで提出

○ コスト構造改善検討資料	1部	
・ 防災計画書	1部	
○ 環境配慮システムチェック表	1部	広島県環境配慮推進要綱による
○ テレビ電波障害調査報告書	1部	測定結果一覧表、調査所見、測定写真、受信障害予想地域図、住宅地域図等を添付
○ PCB分析報告書	1部	
○ 各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。
○ 透視図	2 カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共(内観・外観)
○ 鳥観図	1 カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
・ 模型	一式	
○ 広報説明用資料(デフォルメ化した説明用図面を含む)	1部	デフォルメ図面のレイアウト、カラー等は調査職員と協議の上決定(電子データ共)
○ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
○ 現況写真及び現地調査資料	1部	A4版製本 写真及び画像データ共
○ 設計図二つ折り製本	4部	A2版製本1部、A3版製本3部
・ 稟議用 A4版製本	1部	
○ 見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出する 見積書は原則三社見積りとする。特殊な製品については調査職員と協議の上で二社以下で見積りを徴取することが出来る。
○ 貸与品借用(返納書)	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
○ 解体等工事の事前調査結果報告書	1部	PCB含有調査(照明設備の型番確認を行い、報告を行うこと。)
○ 発生材処分先検討書	1部	処分先への運搬費と処分費の見積り等を比較検討したもの
○ 住民説明に必要な資料	必要部数	申請時に必要とする提出書類一式(電子データ共)
提出を要する事務書類		部数
* 管理技術者選任(変更)通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付 免許・資格については証する写しを添付。
* 誓約書	2部	管理技術者の兼務制限について
* 業務工程表	2部	
* 期間別業務履行報告書	毎回1部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及び提出日は毎月2回で、15日と月末日とする。
* 委任(下請負)承諾願	2部	業務組織計画表を添付。
* 委託業務完了通知書	1部	
* 引渡書	1部	
* 請求書	1部	

- (注) :建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。
- :成果物は調査職員の指示により製本とする。
- :積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。
- :電子成果品の提出は、「建築設計業務等電子納品要領（以下「要領」）」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

委託範囲及び設計図作成要領(建築工事)

No. 1

業務名称：県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

区分		委託範囲	内容	
基本設計	設資 料	○ 調査研究企画報告書		
		○ 関連技術資料書		
		○ 各種法令手続きのための技術資料の作成		
	設計 図書	○ 計画説明書		
		○ 仕様計画概要書		
		○ 仕上計画表		
		○ 面積表及び求積表		
		○ 敷地案内図		
		○ 配置計画図		
		○ 平面(各階)及び動線計画図		
		○ 断面計画図		
		○ 立面計画図		
		○ 矩計図		
		○ 工事日程計画書		
	構造	○ 構造計画概要書及び仕様概要書		
		○ 構造計画図		
	積算	○ 工事費概算書(建設コスト縮減等検討資料も含む)		
区分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		参考枚数
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般事項	
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	22
		○ 手続き	計画通知、各種許可申請書等に伴う届出書類の作成及び法規手続きの代行等を含む	一式
	一般図	○ 目次		1
		○ 工事概要	工事名称、工事場所、建物概要(構造、規模等)、工事範囲及び区分の明記、数量表(参考)	0.5
		○ 別途工事区分表		1
		○ 広島県福祉のまちづくり条例とハートビル法整備区分表	左記の条件等の適用整備状況を一覧表に整理すること	3
		○ 面積表		4
		○ 仕上表		1
		○ 敷地案内図		
		○ 配置図		2.5
		○ 平面図	1/ 100	5
		○ 立面図	1/ 100	3
		○ 断面図	1/ 100	必要な場合だけ
		○ 各伏図	1/ 100	5
		○ 建具位置図	1/ 100	小規模建物は、平面に併記してよい
	詳細図	○ 建具表	1/ 50	記入順序は、積算要領による
		○ 外構図		5
		○ 日影図		2
		○ 矩計図	1/ 50	1
		○ 展開図	1/ 50	3
		○ 平面詳細図	1/ 50	詳細図と兼ねてよい
		○ 部分詳細図	1/ 10~50	下階から上に追う
				6
				34

区分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)			参考枚数
実施設計	構造図	○ 基礎伏図	1/ 100		1
		○ 杭伏図	1/ 100	基礎伏図に併記してよい	1
		○ 各階構造伏図	1/ 100		5
		○ 柱リスト	1/ 50		1
		○ 梁リスト	1/ 50		2
		○ 架構図	1/ 100		1
		○ 床版リスト、配筋図	1/ 30		3
		○ 階段、壁リスト及び雑配筋	1/ 30		3
		○ 地質調査図			3
	計算書				構造計算のルート 3 まで行うこと(別紙ル ート表による) 重要度係数 $I= 1$ とする
		○ 省エネルギー計算書(PAL)			一式
積算	○	総合	内訳書ファイル F D (工事内訳書) 数量計算書、見積比較表、見積り書等 の作成 建設コスト縮減資料書の作成		
	○	構造			一式
手続き	○	電気設備 機械設備 を含む	官公署諸手続き(計画通知、消防設備 計画書)等に伴う建築士のチェック及 び押印を含む		
その他	○	鳥瞰図	1/ 150	程度	一式
	○	透視図	1/ 150	程度	一式
	○	模型	1/		
		変更訂正図			

備考欄

- 1 実施設計の参考枚数は、1期工事の住棟内に集会所を併設した枚数としている。
- 2 特記仕様書には、工事に関する全ての材料、仕様内容を明示すること。
- 3 材料・仕様などの名称は、公共建築工事標準仕様書(最新版)に基づき記入すること。
- 4 部分詳細図を明確に図示すること。
- 5 参考枚数は、建築工事及び畠工事図面としている。
- 6 各伏図にはスケーリング図が含まれている。
- 7 日影図には各法令チェック表・図が含まれている。
- 8 基礎・杭伏図には基礎・杭リストがそれぞれ含まれている。
- 9 架構図には軸組図が含まれている。
- 10 雨水排水工事は建築工事とする。
- 11 官公署諸手続きに必要な図面等の作成を含む。
- 12 住宅敷地内及び周辺状況を調査し、設計に反映させること。
- 13 仮設図面は、道路状況の調査により重機・資材の搬入経路を検討し、工事工程、
工事動線に配慮して作成すること。
- 14 外構図面には、雨水排水溝における勾配図を添付のこと。
- 15 駐輪場、ゴミ置場等の付属建物の設計もを行うこと。

- 1 設計図の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。
- 2 この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜作成する。
- 3 設計図書の最低必要枚数は、概ね A 2 版 - 131 枚程度とする。
- 4 各図面の縮尺については、原則上表によるものとするが、この表によることが適当でない場合、協議の上決定する。

委託範囲及び設計図作成要領(電気設備工事)

No. 1

業務名称：県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

区分	委託範囲	内 容	備考	参考枚数
基本設計	設計資料	○ 調査研究企画報告書		
		○ 関連技術資料		
		○ 各種法令手続きのための技術資料の作成		
	設計図書	○ 計画説明書		
		○ 電気設備計画概要書		
		○ 仕様概要書		
		○ 各種技術資料		
		○ 工事費概算書及び工事日程計画書（電気設備コスト縮減資料も含む）		
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書 仕様書の指定、一般事項（指定様式に記入）		1
		○ 特記仕様書 特に指定、指示する事項又は、仕様書により難い事項		1
	共通	○ 工事概要・敷地案内図・配置図	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設 解体図含む	2
		○ 工事区分表		2
	電力設備	○ 構内配電線路図 配置図	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	1
		○ 電灯設備 系統（幹線）図、分電盤（制御盤）回路図 参考姿図（特殊）、平面図（詳細図）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	16
		○ 動力設備 系統（幹線）図、分電盤（制御盤）回路図 参考姿図（特殊）、平面図（詳細図）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	4
		○ 雷保護設備 平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	2
		○ 受変電設備 平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）、回路図	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	2
		○ 電力貯蔵設備 平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）、回路図	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		○ 発電設備 平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）、回路図	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		○ 構内通信線路図 配置図	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	1
		○ 構内情報通信網設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	3
		○ 構内交換設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	3
計画面報設備	通信・情報	○ 情報表示設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		○ 映像・音響設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		○ 拡声設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
	誘導支援設備	○ 誘導支援設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	3.5
		○ テレビ共同受信設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ○ 新設 ・ 一般 ・ BS ・ CS	3
	テレビ電波障害除去設備	○ テレビ電波障害除去設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	
		○ 監視カメラ設備 系統図、平面図（詳細図）、参考姿図（特殊）	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設	

委託範囲及び設計図作成要領(電気設備工事)

No. 2

区分		委託範囲	内 容	備考	参考枚数	
実施	設 計 図	通信・情報設備	駐車場管制設備 系統図, 平面図(詳細図), 参考姿図(特殊)	・既設・改修・新設		
			防犯・入退室管理設備 系統図, 平面図(詳細図), 参考姿図(特殊)	・既設・改修・新設		
		○	火災報知設備 系統図, 平面図(詳細図), 参考姿図(特殊)	・既設・改修○新設	5.5	
	そ の 他	中央監視制御設備 系統図, 平面図(詳細図), 参考姿図(特殊)		・既設・改修・新設		
			昇降機設備 平面図(詳細図), 参考姿図(特殊)	・既設・改修○新設	9	
		○	その他() () ()	・既設・改修・新設		
	計 算 書	○	受変電設備	・既設・改修○新設	一式	
			発電設備	・既設・改修・新設		
		○	電圧降下	・既設・改修○新設		
		○	照度	・既設・改修○新設		
			ラック幅			
			コスト縮減算定書			
		○	その他()			
計	積 算	○	積算明細書の作成 数量算出書(数量集計表, 数量計算書, 拾い図) 労務工数積算書 単価根拠(比較表, 単価情報誌, カタログ, 見積書[原本]) 複合単価表(営繕積算システム(Ribc)内で作成のこと)	最新号(写し可)	一式	
そ の 他	各種調査	○	電波障害 概算費用, ポイント数電波方向に対するポイント数(P)	特記なき場合5P	一式	
			P C B調査			
	各種手続き	○	消防届出		一式	
		○	省エネ届出			
			発電設備届出			
備考欄						
<p>1 設計図面は、A- 2 版とし、枚数は概ね 59 枚とする。</p> <p>2 設計図の縮尺は、配置図及び構内図；1/500, 平面図；1/100, 詳細図；1/50を標準とする。</p> <p>3 共通仕様書、特記仕様書は、営繕課HP参照。 (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/235/sekkeiyoushiki.html)</p> <p>4 設計図の作成は、概ね上記によるものとする。ただし、著しく上記により難い場合は別途協議する。</p> <p>5 設計図面は、原図と合わせてCADを提出すること。(JWWファイル形式)</p> <p>6 設計図の作成にあたっては、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、国土交通省大臣官房営繕部監修)建築設備設計基準(国土交通省大臣官房営繕部監修)、電気設備の技術基準並びに関係法令に基づき作成すること。</p>						
その他						
<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>						

その他

1. 工事概要

- ・ 県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う電気設備及び昇降機設備の基本設計及び1期実施設計を行う。

2. 設計方針

- ・ 設計成果品は、電気設備と昇降機設備で分けて作成、提出すること。
- ・ 消防設備については、当該地区の消防署に協議を行い確認を行った上で、必要となる設計を行う。
- ・ 電気引込みについては、予め中国電力と協議を行い、引込み時期、費用、手続き等の確認を行い、工事工程等の検討を行う。
- ・ 解体工事に伴い支障となる配電線路等は、必要に応じて仮設計画を検討し、盛替えの設計を行う。

3. 留意事項

- ・

委託範囲及び設計図作成要領(機械設備工事)

No. 1

業務名称：県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

区分		委託範囲	内容		
基本設計	設計資料	— 調査研究企画報告書			一式
		○ 関連技術資料			
		○ 各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計図書				
		○ 計画説明書			
		○ 給排水衛生設備計画概要			
		○ 空調換気設計計画概要書			
		○ 仕様概要書			
		○ 各種技術資料			
		○ 工事費概算書及び工事日程計画表			
区分		内容		参考枚数	
実施設計	仕様書	工事仕様書	工事概要		
		○	共通仕様書（仕様書の指定及び一般事項）	支給	2
			特記仕様書（特に指定、指示する事項）		
	計画図面	○ 工事区分表			1
		○ 敷地案内図			0.5
		○ 配置図	1/200～1/600		1.5
		○ 矩計図			
		○ 配管、ダクト系統図			2
		○ 機械器具一覧表		(1) 冷暖房空調工事で特に必要な場合は原図1枚にまとめる。 (2) 主要機器については、構造、寸法、能力、動力、数量、制御方式、設置場所、付属品、仕様書を明記する。	5
	詳細図面	○ 各階平面図 立面図	1/100 1/200	原則として各階ごとに原図1枚とし、特に1階は屋外配管、別途工事等の関係を明確にする。	22
		○ 各部詳細図	1/20～1/50	(1) 厨房は、器具配置・器具表・連絡配管及び換気ダクト等を原図1～3枚でまとめる。 (2) 空調機械室・ボイラー冷凍機械室等は各階平面図より別に側・断面を詳細に作成し、主体工事とのおさまり関係及び取合部分を明確にする。 (3) 配管・器具等の複雑な箇所を抜き書きする。 (4) ポンプ室・冷凍設備・恒温恒室等の特殊設備は、単独に詳細図を作成する。	21
		— 動力操作盤 自動制御計測図		(1) 特に電気工事との施工区分を明確にする。 (2) 自動制御の目的・方法等を空白部にする。	
		○ 機器・工作物の図	1/30～1/100	標準図によらない機器は概略図等の表示	1
	計算	○ 設計計算 設備容量計算、熱負荷計算、省エネルギー計算(CEC/AC CEC/V CEC/HW)			一式
		○ 内訳書ファイルCD（工事費内訳書） 数量計算、機器見積、見積比較表、一般材料単価表、代価表の作成			一式
	手続	○	計画通知、各種許可申請書等設計に伴う届出書類の作成及び法規手続の代行		一式

備考欄**1. 工事概要**

- ・既存県営住宅の老朽化に伴う建物撤去及び建替えを行う。
①既設建物解体工事に伴う設備、配管の撤去・移設工事
・解体工事に支障のある設備の撤去
・解体工事に支障のある配管（給排水、ガス等）の撤去、バルブ/プラグ止めを行う。
・解体工事に伴う図面作成は建築解体工事に含む。
②新築工事に伴う機械設備工事一式
・給排水、換気、消防設備等必要な設備を設置すること。

2. 設計方針

- ・給水方式は加圧給水式を想定している。
- ・工事中の仮設給水計画を作成すること。
- ・排水方式は下水道本管枠及び既設取付管の利用を想定している。
- ・ガス供給は、既設都市ガス供給管(150A)より分岐し、供給する事を想定している。
- ・本工事にて空気調和設備は設置しないが、冷媒管を敷設できる経路を確保すること。
- ・新設する配管、機器は耐震措置を考慮すること。
- ・経済性及び施工性について十分考慮した設計を行うこと。

3. 留意事項

- ・建替工事に当っては、既存敷地内通路等を利用することにより、各工事での工事用通路及び工事範囲の入居者の生活動線及び上下水道等を確保すること。
- ・引野住宅の実施設は今回1号棟、次期に2,3号棟を行うこととし、その都度一団地の総合的設計制度に係る手続きを適切に行うこと
- ・給水本管が団地下のポンプ室まで敷設されている。給水本管の延長工事においては、福山市が設計及び工事監理を行うが、敷地内の給水施設の設計においては、福山市と協議すること。

その他

1. 設計図の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、衛生設備と冷暖房空調設備は原則として、図面を分離して構成する。
2. この表によらないもの又は、この表によることが適当でないものは、適宜作成する。
3. 設計図書の枚数は、A 2版- 55 枚程度とする。また、給水管の改修として別途5程度を見込んでいる。
4. 大規模な工事については、別途建築、電気工事との施工区分を明確にするため、区分表を作成する。
5. 計画通知書に添付を要する、消防設備、浄化槽などの図面を先にまとめる。
6. シンボル、記号、排水枠、詳細等は配管図又は屋外配管図等の空白部に併記する。

委託範囲及び設計図作成要領(建築工事)

No. 1

業務名称：県営引野住宅4号館ほか5棟建替その他工事に伴う基本設計及び1期実施設計委託

区分		委託範囲	内容	
基本設計	設資 料	調査研究企画報告書		
		関連技術資料書		
		各種法令手続きのための技術資料の作成		
	設計 図書	計画説明書		
		仕様計画概要書		
		仕上計画表		
		面積表及び求積表		
		敷地案内図		
		配置計画図		
		平面(各階)及び動線計画図		
		断面計画図		
		立面計画図		
		矩計図		
		工事日程計画書		
	構造	構造計画概要書及び仕様概要書		
		構造計画図		
	積算	工事費概算書(建設コスト縮減等検討資料も含む)		
区分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		参考枚数
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般事項	
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	2
		手続き	計画通知、各種許可申請書等に伴う届出書類の作成及び法規手続きの代行等を含む	
	一般図	○ 目次		
		○ 工事概要	工事名称、工事場所、建物概要(構造、規模等)、工事範囲及び区分の明記、数量表(参考)	1
		別途工事区分表		
		広島県福祉のまちづくり条例とハートビル法整備区分表	左記の条件等の適用整備状況を一覧表に整理すること	
		面積表		
		○ 仕上表		2
		○ 敷地案内図		2
		○ 配置図		2
		○ 平面図	1/ 100	2
		○ 立面図	1/ 100	2
		○ 断面図	1/ 100	必要な場合だけ
		○ 各伏図	1/ 100	2
	詳細図	建具位置図	1/ 100	小規模建物は、平面に併記してよい
		○ 建具表	1/ 50	記入順序は、積算要領による
		○ 外構図		1
		○ 日影図		
		○ 矩計図	1/ 50	1
	詳細図	○ 展開図	1/ 50	詳細図と兼ねてよい
		○ 平面詳細図	1/ 50	下階から上に追う
		○ 部分詳細図	1/ 10~50	2

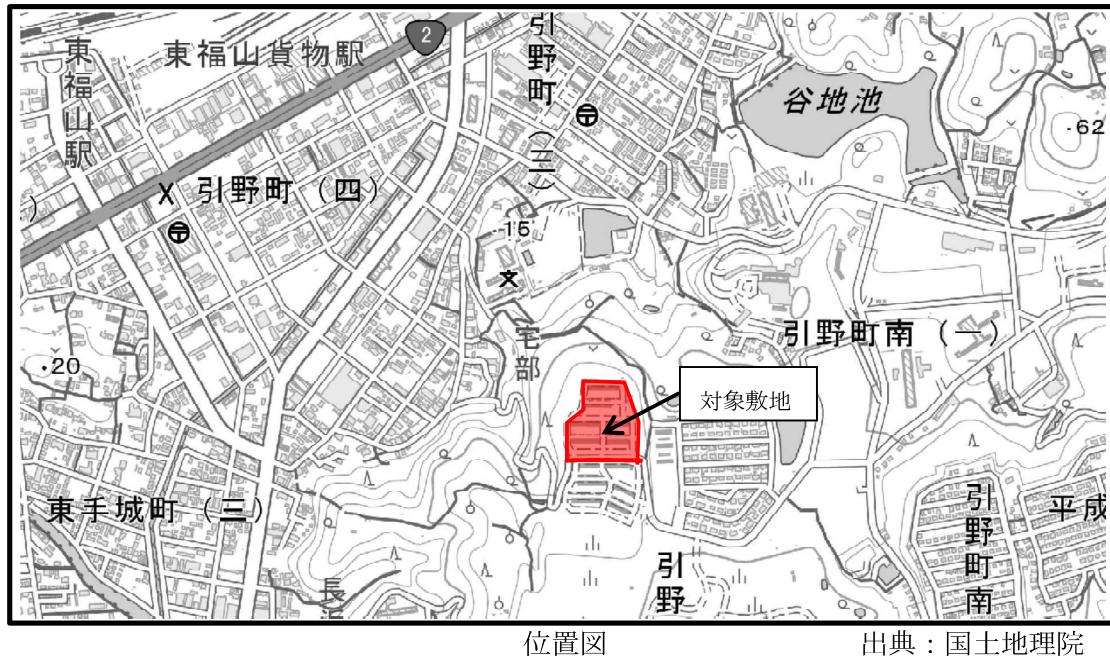
区分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)			参考枚数
実施設計	構造図	○ 基礎伏図	1/ 100		2
		○ 杭伏図	1/ 100	基礎伏図に併記してよい	
		○ 各階構造伏図	1/ 100		2
		○ 柱リスト	1/ 50		2
		○ 梁リスト	1/ 50		2
		○ 架構図	1/ 100		2
		○ 床版リスト、配筋図	1/ 30		2
		○ 階段、壁リスト及び雑配筋	1/ 30		2
	計算書	地質調査図			
		構造計算書		構造計算のルート 3 まで行うこと(別紙ル ート表による) 重要度係数 $I= 1$ とする	
	積算	省エネルギー計算書(PAL)			
		総合	内訳書ファイル F D (工事内訳書) 数量計算書、見積比較表、見積り書等 の作成 建設コスト縮減資料書の作成		
	構造				
	手続き	電気設備 機械設備 を含む	官公署諸手続き(計画通知、消防設備 計画書)等に伴う建築士のチェック及 び押印を含む		
	その他	鳥瞰図	1/ 150 程度		
		透視図	1/ 150 程度		
		模型	1/		
		変更訂正図			

備考欄

- 1 現地と図面の齟齬が発生しないように現地調査を行うこと。
 2 工損調査の必要性を検討し、必要であれば設計に組み込むこと。
 3 付属構造物・設備配管・電気配線・外構の解体・盛替設計も行うこと。

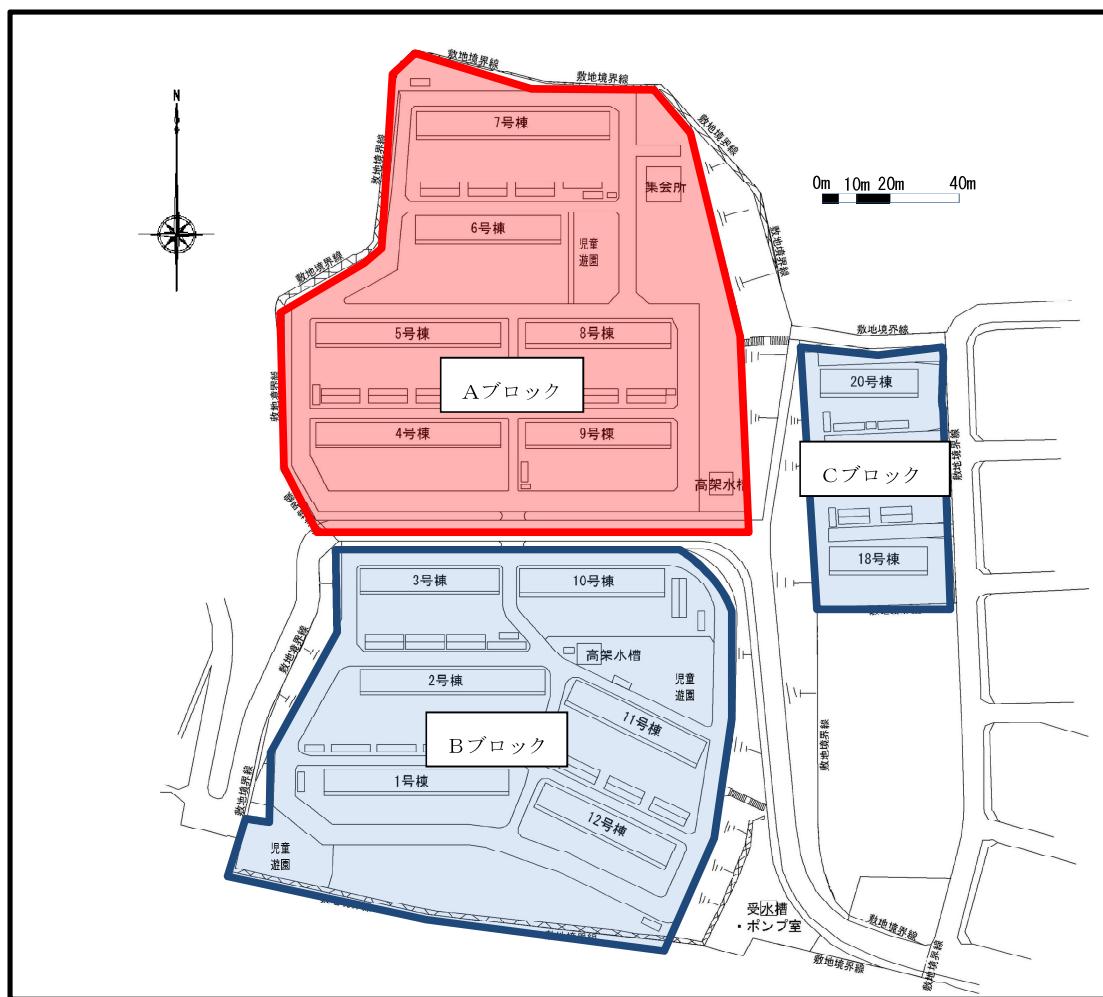
- 1 設計図の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。
 2 この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜作成する。
 3 設計図書の最低必要枚数は、概ね A 2 版ー 37 枚程度とする。
 4 各図面の縮尺については、原則上表によるものとするが、この表によることが適当でない場合、協議の上決定する。

県営引野住宅（Aブロック）位置図・配置図



位置図

出典：国土地理院



配置図

県営引野住宅移転計画

別紙-2

現況 入居・空室戸数 集計表

